

国出先機関対策について

平成23年10月8日

本部事務局

目 次

① 「アクション・プラン」推進委員会（第3回）開催結果について…………… 1

(参考資料)

「アクション・プラン」推進委員会（第3回）提出資料……………	3
「アクション・プラン」推進委員会（第3回）配布資料……………	7

② 地域主権改革における国出先機関の移管推進に関する要請について…………… 33

(参考資料)

要請文書……………	35
要請文書添付資料……………	39

「アクション・プラン」推進委員会（第3回）の開催結果について

関西広域連合

「アクション・プラン推進委員会」（第3回）

- 1 開催日時：平成23年10月7日（金）18:00～19:00
- 2 場所：内閣府地域主権戦略室会議室（東京都港区赤坂）
- 3 出席者：
 - （委員会メンバー）川端内閣府特命担当大臣（総務大臣）、上田埼玉県知事、北川早稲田大学大学院教授、後藤内閣府副大臣、福田総務大臣政務官
 - （関係府省）関係府省（内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の政務
 - （関係知事等）井戸兵庫県知事、橋下大阪府知事、広瀬大分県知事、仲井眞沖縄県知事
- 4 議事：広域的実施体制について
各チームの状況報告

（議事の要点）

国出先機関の移管において広域連合制度を活用するための諸課題について議論が行われた。

関係府省からは、「国出先機関は災害等の緊急時に大きな役割を果たしている。地方に丸ごと移管し緊急時に国民の生命・財産をどう守るのか等の課題を検討すべきである。」等の意見が出た。

それらの意見に対し、井戸連合長、橋下委員長、上田埼玉県知事は、「緊急時において、他の地整局との連携の仕組みなど、課題ひとつひとつに対応策を考えていけばよい。そして、進めていく中で制度を良くしていくべき。そもそも、マニフェストに出先機関廃止をあげているのであるから断固として進めていくべき。」と反論。

川端大臣が「国出先機関の原則廃止は閣議決定されたものであり、不退転の決意で取り組む必要がある。今後、前に進めるために具体的な検討を進めていく。」と総括した。

（主な発言等）

○松原国土交通副大臣：

アクション・プランに沿って国出先機関の原則廃止を進めていきたいが、緊急時に国民の生命・財産をどう守るのか等の課題を検討すべき。また、市町村の意見をよく聞く必要がある。前原前大臣も府県は無くして、穏やかな道州制を受け皿にすべきとの意見を言っていたはず。

○高山環境大臣政務官：

原子力安全庁を環境省に置くという話もある。環境保全の観点から府県に耳の痛い話もできる官庁が存在すべき。

○井戸兵庫県知事：

大規模災害時のオペレーションについても他の地整局と連携しながら対応する仕組みをつくればよい。課題もひとつひとつ対応策をつくっていけば問題ない。

○橋下大阪府知事：

マニフェストに国出先機関の原則廃止をあげているのであるから、今になって課題を指摘して言を左右するのであれば「国出先機関の原則廃止」は撤回すべき。

○上田埼玉県知事：

7月1日のアクション・プラン推進委員会では、特例制度をつくって進めていくことを確認していたはず。今回の資料は後退している。明治維新もそうであったが進めながら制度を良くしていけばよい。

○川端内閣府特命担当大臣：

国出先の原則廃止は閣議決定も経たことであり、不退転の決意で取り組む必要がある。より良い広域行政組織のために課題をどうするか知恵をしづめていきたい。
前に進めるために具体的な検討を進めたい。

中間取りまとめに向けて ～実効ある地域主権改革のために～

平成23年10月7日

関西広域連合

（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）

広域連合を受け皿として国出先機関の移管を！

◆ 広域連合は、国からの事務・権限の移管を想定した制度

（地方自治法第291条の2第1項）

『国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。』

◆ 民主的に選出された執行機関・議会を有する地方公共団体



- そもそも現行の国出先機関よりはるかに民意を反映したガバナンス
- 国出先機関を地域住民によるガバナンスのもとに置き、民意を反映
- 省庁タテ割りではなく、住民ニーズに基づく総合的な行政を実現

（第2回AP推進委員会 片山前大臣）

- 「霞が関から『総論は賛成だが受け皿が問題だから』という議論がよくあります。これは本当に受け皿を心配しているというよりは、そのことをもって否定するために出でてくる議論が多いのです。」
- 「『道州制でなければいけない、道州制ならともかく』という話は前からある議論ですが、必ずしも道州制でなくても、きちっとしたガバナンスが働くかどうかの点検だと思います。」

（第2回AP推進委員会 逢坂前政務官）

- 「これ（九州広域行政機構）については九州からの御提案も取り入れながら、広域連合制度の補完を行うという形で、九州からの御提案、あるいは関西で現在取り組んでいることが共通の土俵に乗つていただけるような制度設計をすることが現実的なアプローチかと考えています。」

緊急時に国が指揮監督できず十分な対応ができない？

◇地方自治体である広域連合には、国が必要な関与（指揮命令）ができず、大規模災害発生時等、緊急時の対応に不安があるとの指摘

⇒事実無根：災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法では、国から地方自治体に「指示」が可能

（災害対策基本法第28条、第28条の6）

□ 緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）、非常災害対策本部長（国務大臣）は、地方自治体の長その他の執行機関に対し必要な指示をすることができる。

▽東日本大震災では、国の「指示」に従い東京消防庁や大阪市消防局も福島第1原発で命がけの作業に従事したではないか？

▽昨今の大規模災害時に国出先機関が活躍しているというが…

- ・ 壊滅的被害のあった地域や自治体に、国（出先）がヒト・モノ・カネを惜しみなく投入するのは当然では？
- ・ 我々は国出先機関の組織や業務自体を廃止するとは言っていない。
- ・ その機能や能力を地域住民の意思の下で発揮してほしい。

むしろ、関西広域連合は緊急時に機能を十分発揮

（例）台風12号による水害・土砂災害に対し、迅速できめ細かな支援を実施

【初期対応】

- 9月2日 広域防災局（兵庫県）の情報収集体制を整える。
5日 大阪府から和歌山県へ情報収集の職員1名を派遣。
6日 広域防災局から和歌山県へ情報収集・応援ニーズ把握の職員2名を派遣。
大阪府から奈良県へ情報収集の職員2名を派遣。など

【人的支援】

- ▽ 奈良県と和歌山県の要請に対し、土木技術職員等を派遣（最大43名）
・ 構成府県に加え、関西4政令市、管内市町村、九州地方知事会からも派遣予定。
・ 東日本大震災支援のため岩手県に派遣されていた和歌山県職員の同県復帰に伴い、代替要員を構成府県が派遣。

【物的支援】

- ▽ 構成府県から飲料水、給水袋、仮設トイレなどを送付

【ボランティア】

- ▽ 構成府県から泥かき等のボランティアを派遣

近畿地方整備局の機動力や技術力を広域連合に結集すれば、より迅速で総合的な支援が可能に!!

広域連合は不安定な組織なのか？

◇『広域連合は解散・脱退が可能であり、組織として不安定』との懸念

⇒事実無根：現行法上、安易な解散・脱退は不可

(地方自治法第291条の3、第291条の10、第291条の11)

広域連合の解散・脱退には、

- 全構成団体の議会の議決が必要
- 総務大臣の許可が必要
- 総務大臣の許可には関係行政機関の長との協議が必要

「**東西広域連合は国出先機関の機能・組織や財源を丸ごと
権限による民主的方針バランスの下に統一することを求めている**

「**国出先機関の原則廃止**」に向け
政府の果断なリーダーシップを！

「アクション・プラン」推進委員会（第3回）

議事次第

平成23年10月7日（金）

18時00分～19時00分目途

於：内閣府地域主権戦略室会議室

（日本自転車会館2号館5階）

○次第

- 1 開会
- 2 広域的実施体制について
- 3 各チームの状況報告
- 4 閉会

○配布資料

- 資料1 「アクション・プラン」の推進体制
- 資料2-1 広域的実施体制の基本的枠組みに係る検討課題
- 資料2-2 関西広域連合資料
- 資料2-3 出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けて
- 資料3 アクション・プランを実現するための提案募集（ハローワーク関係）の状況について

○参考資料

- 参考資料1 「アクション・プラン」全文
- 参考資料2 「アクション・プラン」推進委員会の運営について

「アクション・プラン」推進委員会（第3回）出席者名簿

(推進委員会構成員)

委員長	川端 達夫	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
委 員	上田 清司	埼玉県知事
	北川 正恭	早稲田大学大学院教授
	後藤 斎	内閣府副大臣
	福田 昭夫	総務大臣政務官

(関係府省出席者)

内閣府	園田 康博	内閣府大臣政務官
総務省	森田 高	総務大臣政務官
法務省	谷 博之	法務大臣政務官
厚生労働省	津田 弥太郎	厚生労働大臣政務官
農林水産省	佐藤 一雄	大臣官房総括審議官
経済産業省	北神 圭朗	経済産業大臣政務官
国土交通省	松原 仁	国土交通副大臣
環境省	高山 智司	環境大臣政務官

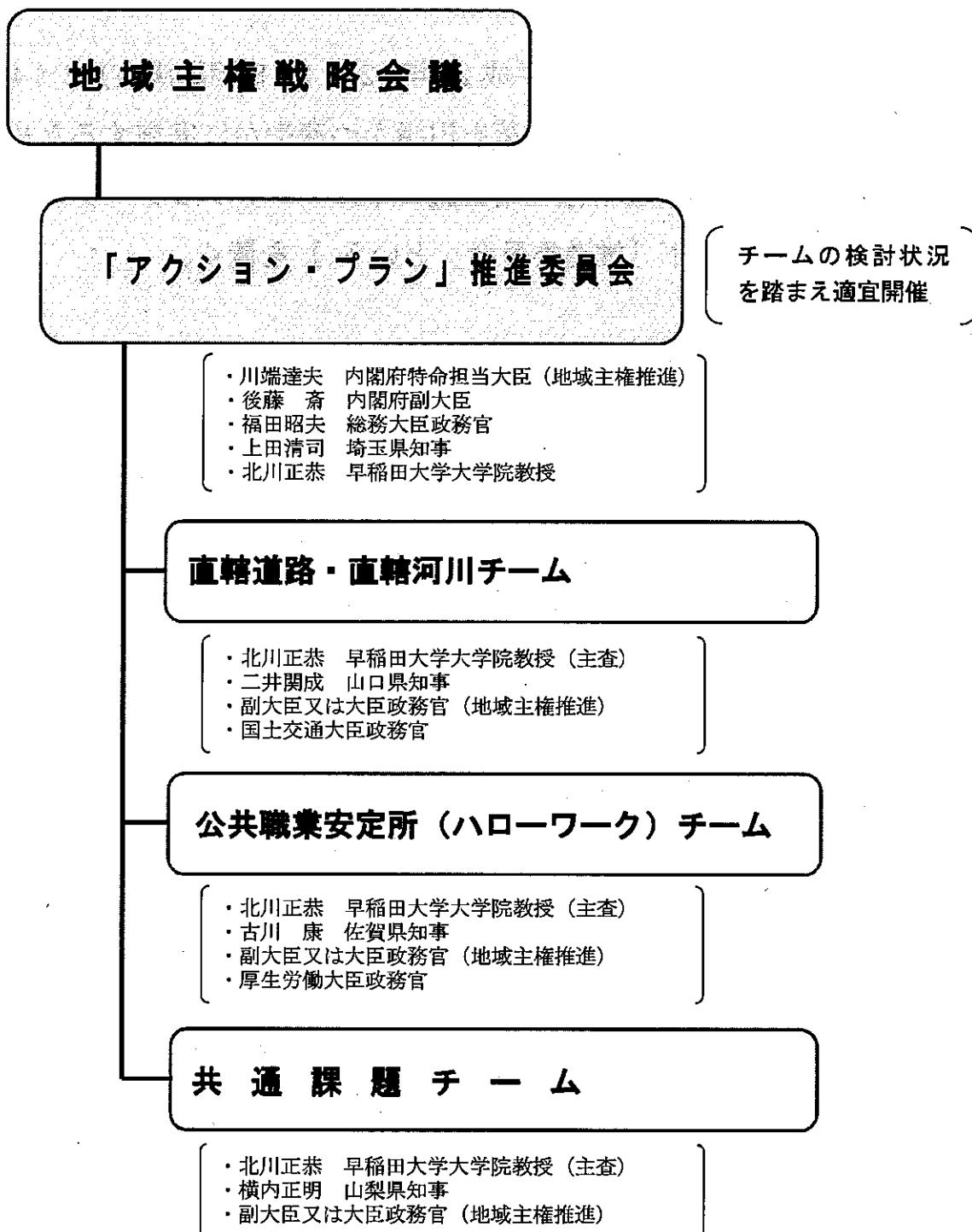
(関係知事出席者)

関西広域連合	井戸 敏三	兵庫県知事（関西広域連合長）
	橋下 徹	大阪府知事（関西広域連合）

国出先機関対策委員会 委員長)

九州地方知事会	広瀬 勝貞	大分県知事（九州地方知事会 会長）
沖縄県	仲井眞 弘多	沖縄県知事

「アクション・プラン」の推進体制



※上記のほか、広域的実施体制の枠組み作りについても、委員会で取り上げる。

「アクション・プラン」の推進体制について

[平成 23 年 1 月 25 日 地域主権戦略会議決定]

- 1 「アクション・プラン」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定) 2 (4) 及び 3 (3) に基づき、改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みとして、地域主権戦略会議の下に「アクション・プラン」推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。
- 2 推進委員会の委員長は内閣府特命担当大臣（地域主権推進）とし、推進委員会のその他の構成員は、委員長が指名する。
- 3 (1) 次の表の右欄に掲げる課題を検討するため、推進委員会に左欄に掲げるチームを置き、各チームの主査は、委員長が指名する。

直轄道路・直轄河川チーム	「アクション・プラン」記 2(1) 及び(2)
公共職業安定所(ハローワーク)チーム	「アクション・プラン」記 2(3)
共通課題チーム	「アクション・プラン」記 3(1) 及び(2)

- (2) チームの構成員その他チームの運営に必要な事項は、主査が定める。
- 4 前各項に掲げるもののほか、推進委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

広域的実施体制の基本的枠組みに係る検討課題

内閣府地域主権戦略室

※「アクション・プラン」を踏まえ、まずは広域連合制度を活用するための主な諸課題について整理したもの。

「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(抄)

(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)

1 (1) 広域的実施体制の在り方について

広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。その際、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的な意思を有する地域との間で、十分な協議・検討を行う。

なお、北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。

○ 執行機関の在り方

直接公選の長を持たない広域連合が、出先機関の移譲を受けることをどう考えるか。

- ・ 緊急の対応を要する場合に迅速な意思決定を行う仕組みとして、どのようなものが考えられるか。
- ・ 構成団体間の調整を適切に行う方策としてはどのようなものがあるか。
- ・ 適切に内部管理を行うためにはどのような事務執行体制が必要となるか。

○ 議会の在り方

審議の充実を図るため、議会の組織や運営について、どのような取組方策が考えられるか。

○ 監査・透明性の確保

監査・透明性の確保の観点から、どのような仕組みが考えられるか。

- ・ 移譲された事務の実施状況の評価はどのように考えるのか。

○ 組織の安定性、永続性

現行の広域連合制度において、解散や脱退は任意にはできないが、それで十分といえるか。

- ・ 解散や脱退を制限することや、区域を法定することはできるか。

- ・ 仮に解散や脱退があった場合には、当該団体の区域の事務・権限の取り扱いをどうするのか。
- ・ 仮に解散や脱退があった場合には、当該団体の区域の事務・権限に係る職員、財産、権利義務関係をどうするのか。

○ 出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合の対応

広域連合の区域が出先機関の管轄区域を包摂していることが原則だが、概ね一致する場合でも、移譲を進めることができるか。

- ・ 仮に出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合には住民の利便性や行政の効率性が阻害される可能性があるが、その対策としてどのような措置を講じるのか。

○ 効果的・効率的な広域行政の推進

効果的・効率的な広域行政の推進のために、構成団体からの事務の持ち寄りを併せて進めることをどう考えるか。

○ 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

東日本大震災や台風12号災害等における出先機関や広域連合の活動状況等を踏まえ、適切に機能しうるオペレーションの仕組みについてどのような視点から検討すべきか。

○ 北海道、沖縄県の取扱い

一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとすることが適當ではないか。

○ 事務区分

事務区分の在り方についてどのように考えるか。

- ・ 自治事務と法定受託事務以外の類型がありうるか。
- ・ 現行の法定受託事務のメルクマールについてどう考えるか。

○ 移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方

移譲事務に係る国の関与の在り方についてどのように考えるか。

- ・ 現行の国の関与のルールについてどう考えるか。

○ 並行権限行使

並行権限行使の在り方についてどのように考えるか。

- ・ 並行権限を認める場合の判断基準をどのように考えるか。

○ 移譲の例外となる事務・権限

「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」とされているが、移譲の例外となる事務についてどのように考えるか。

○ 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

個別作用法令に基づかない事務を移譲する場合には、どのような位置付けにするか。

○ 新たに必要となる事務の取扱い

新法制定や法改正によって新たに必要となる事務や、社会ニーズ等の変化を受けて作用法令によらず新たに対応が必要となる事務をどのように取り扱うか。

○ 人員の移管

人員の移管の在り方についてどのように考えるか。

- ・ 移譲される事務に係る職員の移管の方法、身分、待遇についてどう考えるか。
- ・ 事務・権限の執行に必要な人材の専門性の維持についてどう考えるか。

○ 財源

移譲される事務・権限の執行に必要な財源の確保についてどう考えるか。

中間取りまとめに向けた
～実効ある地域主権改革のために～

平成23年10月7日
関西広域連合
(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)

広域連合を受けて国が行政権の移管を

◆ 広域連合は、国からの事務・権限の移管を想定した制度

(地方自治法第291条の2第1項)
『国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に關連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができます。』

◆ 民主的に選出された執行機関・議会を有する地方公共団体

- ↑
 - ・そもそも現行の国出先機関よりはるかに民意を反映したガバナンス
 - ・国出先機関を地域住民によるガバナンスのもとに置き、民意を反映
 - ・省庁タテ割りではなく、住民ニーズに基づく総合的な行政を実現

(第2回AP推進委員会 片山前大臣)

- ・「電が閣から『総論は賛成だが受け皿が問題だから』といふ議論がよくあります。これは本当に受け皿を心配しているというよりは、そのことをもつて否定するために出てくる議論が多いのです。」
- ・「『道州制でなければいけない、道州制ならともかく』という話は前からある議論ですが、必ずしも道州制でなくとも、きちっとしたガバナンスが働くかどうかの点検だと思います。」

(第2回AP推進委員会 逢坂前政務官)

- ・「これ(九州広域行政機構)については九州からの御提案を取り入れながら、広域連合制度の補完を行うという形で、九州からの御提案、あるいは関西で現在取り組んでいることが共通の土俵に乗つていけたけるような制度設計をすることが現実的なアプローチかと考えています。」

緊急時に国が指揮監督できず十分な対応ができるまい？

△地方自治体である広域連合には、国が必要な関与（指揮命令）ができず、大規模災害発生時等、緊急時の対応に不安があるとの指摘

⇒事実無根： 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法では、
国から地方自治体に「指示」が可能

（災害対策基本法第28条、第28条の6）

□緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）、非常災害対策本部長（国務大臣）は、
地方自治体の長その他の執行機関に對し必要な指示をすることができる。

▽東日本大震災では、国の「指示」に従い東京消防庁や大阪市消防局も
福島第1原発で命がけの作業に従事したではないか？

▽昨今の大規模災害時に国出先機関が活躍しているというが…

- ・ 壊滅的被害のあつた地域や自治体に、国（出先）がヒト・モノ・カネを惜しみなく投入するのは当然では？
- ・ 我々は国出先機関の組織や業務自体を廃止するとは言っていない。
- ・ その機能や能力を地域住民の意思の下で発揮してほしい。

第九回　緊急時に備える連合は、どうするか

(例) 台風12号による水害・土砂災害に対し、迅速できめ細かな支援を実施

【初期対応】

- 9月2日 広域防災局(兵庫県)の情報収集体制を整える。
- 5日 大阪府から和歌山県へ情報収集の職員1名を派遣。
- 6日 大阪府防災局から和歌山県へ情報収集の職員2名を派遣。
- 6日 大阪府から奈良県へ情報収集の職員2名を派遣。

【人的支援】

- ▽ 奈良県と和歌山県の要請に対し、土木技術職員等を派遣（最大43名）
 - ・構成府県に加え、関西4政令市、管内市町村、九州地方知事会からも派遣予定。
 - ・東日本大震災支援のため岩手県に派遣されていた和歌山県職員の同県復帰に伴い、代替要員を構成府県が派遣。

【物的支援】

- ▽ 構成府県から飲料水、給水袋、仮設トイレなどを送付

【ボランティア】

- ▽ 構成府県から泥かき等のボランティアを派遣

近畿地方整備局の機動力や技術力を広域連合に結集すれば、より迅速で総合的な支援が可能に!!

「区域連合」は不安定な組織なのですか？

◇『地域連合は解散・脱退が可能であり、組織として不安定』との懸念

⇒ 事実無根：現行法上、安易な解散・脱退は不可

(地方自治法第291条の3、第291条の10、第291条の11)

広域連合の解散・脱退には、

□ 全構成団体の議会の議決が必要

□ 総務大臣の許可が必要

□ 総務大臣の許可には関係行政機関の長との協議が必要

問題点：区域連合は区域連合の議決を経て解散する場合と、住民による民選的ガバナンスの下に置くことを求めている

「国出先機関の原則廃止」に向け
政府の果斷なリーダーシップを！

出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けて

H23.10.7

九州地方知事会長

廣瀬 勝貞

「国の出先機関の原則廃止」は政府の決定事項であり、地方もこれを信頼して具体的な検討を進めてきた。

- 民主党政権は、地域主権改革を一丁目一番地に掲げ、昨年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。その中で「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようになるとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようとする」という地域主権の理念とあわせて、「国の出先機関の原則廃止」が明記された。
- 「国の出先機関の原則廃止」という政府の方針を受け、地理的一体性を有し、從来から都道府県間の「政策連合」の取組により連携を深めていた九州地方知事会では、都道府県の区域を超える広域的実施体制の検討を行った。その結果、昨年10月に、ブロック単位の出先機関の事務・権限・人員・財源等について「丸ごと」移譲を受けるための組織として、「九州広域行政機構（仮称）」の設立を目指すこととした。
- 昨年12月には、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定され、「出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的実施体制の枠組みづくりのため、所要の法整備を行う」とこと、あわせて、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的な意思を有する地域との間で、十分な協議、調整を行う」ことが明記された。
- このように、「アクション・プラン」は、九州地方知事会や関西広域連合の動きを念頭に置いた上で、閣議決定されたものである。
- その後、これまでのアクション・プラン推進委員会の場において、「九州広域行政機構（仮称）」の考え方を説明してきた。

「広域的実施体制の基本的枠組みに係る検討課題」は、既に「広域行政機構法（仮称）の骨子（案）」において示されている。

- 九州地方知事会では、地方に受け皿がないことを理由に国が出先機関からの権限移譲を拒む従来の状況を打破し、九州地域の活性化と住民福祉の向上を第一に、分権型社会確立に向けた突破口を開く覚悟を持って、出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け取るという提案をしたものである。
- この提案は、従来のように事務の仕分けに徒に時間を費やすことのないよう、「丸ごと」移譲を基本とすることとしたものであり、この考え方は、「アクション・プラン」に採り入れられたものと考えている。
- また、出先機関の事務・権限・人員・財源等について「丸ごと」移譲を受けるためには、新たな制度が必要と考えられることから、「広域行政機構法（仮称）骨子（案）」を前々回のアクション・プラン推進委員会に示し、そのポイント（別紙）を前回の推進委員会で説明している。
- この中で、ガバナンスの仕組みや財源措置のあり方など、広域的実施体制の基本的枠組みについての検討課題は示されている。また、国との関係については、住民サービスの水準を確保することを前提に、非常時などに国と地方が連携して迅速に対処する仕組みが必要であることを指摘した。検討を前進させるため、今後、速やかに、これらの課題についての政府の考え方を示すべきである。

「丸ごと」移譲に向け、政治のリーダーシップを。

- 「アクション・プラン」では、平成24年の通常国会に法案を提出することとされ、また、前回の推進委員会で示されたスケジュールでは、9月中に広域的実施体制の「枠組みの決定」、「移譲対象出先機関決定に向けての中間とりまとめ」を行うこととされていた。
- 既に検討作業に遅れが生じている状況ではあるが、スケジュールどおりの法案提出と「丸ごと」移譲の実現に向け、あらためて政治のリーダーシップをお願いしたい。

「広域行政機構法（仮称）骨子（案）」（H23.2.17）のポイント

H23.7.1 九州地方知事会

1 国のブロック単位の出先機関を「丸ごと」移譲する。

- 「丸ごと」移譲することで、現在の出先機関の事務、権限、組織、財源をそのまま活用。
- これにより、各出先機関の組織（有機体）としての機能を損なわず、住民ニーズに迅速かつ効果的に対応。
- これまでの出先機関改革は、事務・権限の仕分け作業に時間を費やしてきたことで停滞。

2 ブロック単位の出先機関の移譲を受けるための新たな組織（広域行政機構（仮称））を設置する制度を創設する。

- 現在、有機的な組織として機能している出先機関の事務・権限・組織・財源の「丸ごと」移譲を受けるためには、新たな地方公共団体の制度が必要。
- 国との関係については、大規模災害時に国と地方が連携して迅速に対応するための仕組みを確保するなど、住民サービスの水準を確保することを前提として、検討することが必要。

3 広域行政機構（仮称）には、地域住民の意思を反映するための仕組み（ガバナンス）を確保する。

- 普通地方公共団体と同等のガバナンスの仕組みを確保する。
 - ・二元代表制の仕組み
 - 議会代表者会議（議事機関）、知事連合会議（合議制の執行機関）
 - ・包括的な外部監査制度
 - ・直接請求制度、住民監査・住民訴訟制度

4 国による財源措置は、具体的な手続きを法律で規定する。

- 他の地域の出先機関と比べて財政上の不利が生じないよう法律で担保。
- 国の財源措置の算定に用いる必要な資料の内閣総理大臣への提出、国の財源措置に不服がある場合の内閣総理大臣への意見書の提出等について法律で規定。

平成 23 年 10 月 7 日

アクション・プランを実現するための提案募集（ハローワーク関係）の状況について

1. 提案のあつた地方自治体（23 年 10 月 6 日現在）

- 都道府県； 4 1
市区町村； 3 1 （※第 3 次募集に応じ提案した自治体； 5 市区）

2. 提案の状況

- （1） 提案の実現に向け提案した地方自治体と厚生労働省とで直接協議を開始しているもの及び既に具体的に提案に沿った事業を開始したもの
- （注； 四角囲みは提案に沿った事業が開始された自治体）

- 都道府県（5 道県）（※提案の一部。）
 - 北海道、青森県、新潟県、広島県、長崎県
 - 市区町村（27 市区）
 - 札幌市、さいたま市、川口市、秩父市、所沢市、志木市、千葉市、新宿区、墨田区、墨田区、宝塚市、川西市、久留米市
 - 中野区、相模原市、須坂市、高山市、福岡市、北九州市、広島市、戸内市、広島市、福岡市、久留米市
 - 神奈川市、横浜市、川崎市、新潟市、浜松市

（2）（1）以外の提案

- 都道府県（41 都道府県）（※ただし（1）の対象となる 5 道県の提案部分は除く。）
 - 市区町村（4 市）

提案自治体一覧

(注：下線は第3次募集に応じ提案した自治体)

提案内容に沿つて事業が開始されたもの

No.	自治体名	事業概要	開始年月日
1	秩父市 (埼玉県)	市が国と一体となって「ジョブプラザちちぶ」を開設し、求職者のニーズに応じて、市が行う内職あつせんと等とハローワークの職業紹介等を一体的に実施。	・平成23年7月1日
2	所沢市 (埼玉県)	ハローワークと福祉事務所が一体的に就労を支援するための体制整備及び若年者支援のための市・国の事業のワンストップサービスを実施。	・平成23年9月1日
3	志木市 (埼玉県)	市役所庁舎内に「ジョブスポットしき」を開設し、福祉事務所とハローワークによる生活困窮者や障がい者に対する一體的支援、市とハローワークによる若年者に対する一體的支援等を実施。	・平成23年6月20日
4	新宿区 (東京都)	区役所庁舎内に「新宿就職サポートナビ」を開設し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施。	・平成23年7月1日
5	大府市 (愛知県)	「大府市就業支援センター(ワークプラザおおぶ)」を開設し、市による生活支援サービスの相談・情報提供とハローワークの職業相談・紹介を一体的に実施。	・平成23年10月3日
6	倉敷市 (岡山県)	市の就労支援員が生活・就労相談から得た求職ニーズと市の勤労者福祉サービスセンターの推進員が得た求人ニーズをハローワークに提供し、ハローワークの求人開拓推進員(国)が求人を開拓。	・平成23年10月3日
7	井原市 (岡山県)	「井原市ふるさとハローワーク」において、市が実施する企業情報の収集とハローワークの求人情報の提供、職業相談・職業紹介をワンストップで実施するなど、業務を拡充。	・平成23年9月1日

8	総社市 (岡山県)	生活保護受給者や日系ブラジル人等に対する実効あるサービスを実施するため、ハローワークへの自立支援推進員、通訳の派遣や、市保健師による面談から精神科医による「心の健康相談」への仲介などをを行い、ハローワークの専門相談員等と連携して、求人情報の提供、個別求人開拓、職場見学、同行紹介、職場定着指導、生活相談、カウンセリング等を一体的に実施。	・平成23年7月1日
---	--------------	--	------------

アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～の概要

〔平成22年12月28日閣議決定〕

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備(具体的な意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄道路
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)
当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関する議論等に留意)

3. その他

- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的実施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

アクション・プラン ~出先機関の原則廃止に向けて~

平成22年12月28日
閣議決定

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

1 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的実施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。その際、以下の点に留意しながら進める。

(1) 広域的実施体制の在り方について

広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。その際、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的な意思を有する地域との間で、十分な協議・調整を行う。

なお、北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。

(2) 事務・権限移譲の在り方について

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。

全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。

(3) 職員、財源に係る措置の在り方について

移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる。

また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保することとし、ブロック単位で大幅な事務・権限の移譲が行われる場合には、税源移譲についても検討する。

(4) スケジュールについて

平成24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(1) 直轄道路

一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間にあっても、国と都道府県・指定都市との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る道路を国と都道府県・指定都市の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、広域的に移動する道路利用者の視点に留意するとともに、関係市町村長の意見を聴く。

(2) 直轄河川

一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間にあっても、国と都道府県との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る河川を国と都道府県の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、河川管理は国民の生命・財産に影響を与えるかねないものであることに留意し、住民の生命・財産の保護の責務を有する流域の関係市町村長の意見を聴く。

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的実施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対

策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

(4) 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所（ハローワーク）について、上記改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

3 2以外の事務・権限については、1の体制が整うまでの間にあっても、地方自治体の意見・要望を踏まえ、事務・権限の移譲を積極的に行う。

(1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については都道府県に移譲する。そのうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け（以下「自己仕分け」という。）において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの（「自己仕分け」結果において「A-a」とされたもの）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成23年6月末までに整理する。

(2) 複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的実施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自己仕分け」結果において「A-b」又は「B」とされたもの等）については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的に移譲を進めることとし、これらの移譲を円滑に進めるため、地方自治体からの相談窓口を設ける等所要の体制の整備等を行う。

(3) (1) 及び (2) を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

4 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化を行う。

5 財源・人員の取扱いについては、事務・権限の地方自治体への移譲を円滑に実施するため、以下のとおり、進める。

(1) 財源の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

(2) 人員の移管等の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

- ① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等の構築（移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等）

「アクション・プラン」推進委員会の運営について

- 委員長は、審議に關係する者の出席を求めることができる。
- 委員会は、公開とする。(記者の傍聴を認める。)
なお、委員会終了後、議事要旨を作成し、ホームページに掲載する。議事録も作成し、関係者の確認を経て、ホームページに掲載する。
- ※ 委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定めることが基本とすることを地域主権戦略会議（第11回）で決定済

「地域主権改革における国出先機関の移管推進に関する要請」について

関西広域連合

○ 趣旨

- 地域主権改革の柱の一つである、国出先機関改革に関して、新内閣においても地域主権戦略会議における確認事項等を踏まえ、これまでどおり作業を進められることを確認。
- 特に、関西広域連合が国の事務・権限の受け皿として相応しいかどうかを改めて検討する必要があるとの政府関係者の発言も、最近見受けられるなど、前内閣での確認事項が全く忘れられているかのような状況を懸念しており、政府の取組が後退することのないよう要請を実施。

○ 要請先（要請順）

(1) 横光 環境副大臣

- ・月 日 10月5日(水)
- ・要請者 嘉田 滋賀県知事、金澤 兵庫県副知事

(2) 後藤 内閣府副大臣

- ・月 日 10月5日(水)
- ・要請者 嘉田 滋賀県知事、金澤 兵庫県副知事

(3) 前田 国土交通大臣

- ・月 日 10月7日(金)
- ・要請者 井戸 兵庫県知事

(4) 北神 経済産業大臣政務官

- ・月 日 10月7日(金)
- ・要請者 井戸 兵庫県知事、橋下 大阪府知事

(5) 藤村 官房長官

- ・月 日 10月7日(金)
- ・要請者 井戸 兵庫県知事、橋下 大阪府知事

○ 要請文書等

要請文書等については、別添のとおり。

地域主権改革における国出先機関の 移管推進に関する要請

平成 23 年 10 月 5 日

関西広域連

民主党政権は、政権交代以降、地域主権改革を「改革の一丁目一番地」に掲げ、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようするため、「国の出先機関の原則廃止」などに取り組むことを定めた「地域主権戦略大綱」を閣議決定するなど、地方の意向も踏まえながら、地域主権改革を推進してきた。

また、同大綱を受けて閣議決定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」において、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を推進するとともに、広域的実施体制の在り方について、広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備するとされたことを踏まえ、地域主権戦略会議等で議論を重ね、広域連合制度の活用を前提にするとされた。

にもかかわらず、野田内閣発足以降、関西広域連合を国の出先機関の移管の受け皿とすることに対して、政府内から疑問視するかのような発言がなされるなど、国の出先機関改革が後退しているのではないかと大いに危惧される情勢になりつつあると懸念している。

このため、関西広域連合としては、移管後の組織や事務執行のあり方等について国と地方の双方が納得できる制度設計を進めていくこととしているので、政府におかれても、以下のとおり、強い政治的リーダーシップにより着実に国の出先機関の移管推進を図られるよう強く要請する。

記

1 「国出先機関は原則廃止する」との基本姿勢で改革に取り組むこと

平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱では「国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、改革の理念に沿って、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直すこと」とされた。

これに沿って、「国出先機関は原則廃止する」との基本姿勢で改革に取り組むこと。

2 関西広域連合を受け皿とすることを前提に協議を進めること

広域連合は、民主的に選出された執行機関や議会を有する地方公共団体であり、現行法上でも、国からの事務・権限の移管を想定した制度であること、また、安易な解散・脱退ができる制度ではなく、関係省庁が懸念するような不安定な組織ではないことから、広域的実施体制については、広域連合制度の補完

を行いつつ制度設計がなされることが、現実的なアプローチであるというのが共通認識だったはずである。

これに沿って、これまでどおり、民意を反映したガバナンスを持つ広域連合制度を前提に、必要に応じてその補完を行いつつ制度設計すること。

3 平成 24 年通常国会に法案提出というスケジュールで取り組むこと

平成 22 年 12 月 28 日に閣議決定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」では、「平成 24 年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て 26 年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す」とされた。

これに沿って、人員や財源の移管など国と地方の協議を具体的に進め、来年通常国会に法案を提出すること。

平成 23 年 10 月 5 日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委 員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委 員	京都府知事	山田 啓二
委 員	大阪府知事	橋下 徹
委 員	鳥取県知事	平井 伸治
委 員	徳島県知事	飯泉 嘉門

国出先機関対策の検討経緯

1 政府の方針～国出先機関の原則廃止～

(1) 地域主権戦略大綱（H22.6.22閣議決定）の概要

ア 地域における行政は地方自治体が自主的・総合的に実施

国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。

イ 国出先機関は「原則廃止」

国の出先機関の抜本的な改革にあたっては、改革の理念に沿って、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直す。

ウ 地方の発意による選択的実施

地方の発意による選択的実施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築する。

広域連合など広域的実施体制の整備に応じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて検討・構築する。

(2) アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～（H22.12.28閣議決定）の概要

- ・ 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進
- ・ 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- ・ H24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経てH26年度中に事務・権限の移譲が行われることをめざす。

2 第1回アクション・プラン推進委員会（H23.2.17）とその対応

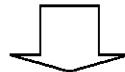
～対象機関の選定～

(1) 確認事項

- ① 各地域から、移譲を希望する出先機関を具体的に選定のうえ提示する。
- ② 関西広域連合と九州とで歩調を合わせて、当面移譲する数機関を選定する。

(参考) 逢坂前総務大臣政務官発言

各地域から、移譲を希望する出先機関を具体的に選定のうえ、提示いただきたい。これについては、移譲全体の姿と、当面これとこれとを分けて提示いただくこともありうる。



(2) 当面の移譲対象機関の決定

平成23年5月の広域連合委員会において、移譲対象機関（7省12系統）のうち、まず「経済産業局」「地方整備局」「地方環境事務所」の3機関について、九州知事会とともに、「丸ごと移管」を求めていくことを決定。

- 経済産業局：中小企業支援策を中心に広域連合や府県事務との関係が深く、移譲により地域で総合的な産業施策を展開できる。
- 地方整備局：全国知事会が最重点分野と位置づけた直轄国道・直轄河川など住民生活に直結する基本的なインフラ整備を行う機関。
- 環境事務所：山陰海岸国立公園の管理などを担う機関で、関西広域連合が担う観光振興（山陰海岸ジオパークの推進）にも密接に関連。移譲により景観保全や地域振興など総合的な行政が可能になる。

(参考：主な国出先機関の概要)

	機関名	20年度 定員(人)	18年度決算 (百万円)	うち近畿地方の機関	20年度 定員(人)	18年度決算 (百万円)
内閣府	沖縄総合事務局	996	143,043	—	—	—
総務省	総合通信局	1,436	14,993	近畿総合通信局	174	1,774
法務省	法務局	10,823	147,996	大阪法務局	1,581	20,427
厚生労働省	地方厚生局	1,520	6,585	近畿厚生局	270	1,207
	都道府県労働局	22,245	642,322	(都道府県労働局(2府4県))	3,687	112,057
	中労委地方事務所	30	357	中労委近畿地方事務所	5	52
農林水産省	地方農政局	15,347	980,088	近畿地方農政局	1,629	76,180
	森林管理局	4,796	153,096	近畿中国森林管理局	460	11,532
	漁業調整事務所	179	2,031	瀬戸内海漁業調整事務所	22	336
経済産業省	経済産業局	1,886	129,489	近畿経済産業局	308	21,342
国土交通省	地方整備局	21,567	6,404,731	近畿地方整備局	2,537	994,956
	北海道開発局	5,648	837,738	—	—	—
	地方運輸局・運輸 管理部	4,418	46,650	近畿運輸局	480	6,048
	地方航空局	4,538	126,953	神戸運輸管理部	176	1,614
環境省	地方環境事務所	407	12,584	大阪航空局	2,621	79,102
合 計		95,836	9,648,656	合 計	13,999	1,327,932

(注) 地方分権改革推進委員会第2次勧告資料より

3 第2回アクション・プラン推進委員会（H23.7.1）とその対応

～関西広域連合を受け皿に～

（1）確認事項

- ① 本年12月を目処に移譲対象機関、移譲対象事務を決定する。
- ② 受け皿については、ガバナンスが働くことを前提に広域連合制度を活用する。

（参考）片山前総務・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）発言

霞が関から『総論は賛成だが受け皿が問題だから』という議論がよくあります。これは本当に受け皿を心配しているというよりは、そのことをもって否定するために出てくる議論が多いのです。

『道州制でなければいけない、道州制ならともかく』という話は前からある議論ですが、必ずしも道州制でなくても、きちっとしたガバナンスが働くかどうかの点検だと思います。

（参考）逢坂前総務大臣政務官発言

九州広域行政機構については九州からの御提案も取り入れながら、広域連合制度の補完を行うという形で、九州からの御提案、あるいは関西で現在取り組んでいることが共通の土俵に乗っていただけるような制度設計をすることが現実的なアプローチかと考えています。

（参考）地方自治法第291条の2第1項

国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。



（2）関西広域連合のガバナンスの強化

- ① 7府県知事による関西広域連合委員会を毎月1回開催。
- ② 関西広域連合議会の活動の充実（毎月1回の常任委員会の開催、定例会に加えて必要に応じてこれまで臨時議会を2回開催）
- ③ 直接、幅広い住民の声を聞くため、各界各層の代表55人からなる関西広域連合協議会を設置し、年2回程度開催。
- ④ 各府県における特別委員会等を通じ、各府県議会が広域連合の運営に意見を反映する機会を確保。

4 関係省庁の主張とそれに対する考え方

(1) 地方公共団体である広域連合には、国が必要な関与（指揮命令）ができず、緊急時の対応に不安？

⇒・災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法では、国から地方公共団体に「指示」が可能。

(災害対策基本法第28条、第28条の6)

- 緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）、非常災害対策本部長（国務大臣）は、地方自治体の長その他の執行機関に対し必要な指示をすることができる。

・現に、東日本大震災では、国の「指示」に従い、東京消防庁や大阪市消防局も福島第1原発で命がけの作業に従事。

・昨今の大規模災害時に国の出先機関が活躍しているというが、壊滅的被害のあった地域や自治体に、国（出先）がヒト・モノ・カネを惜しみなく投入するのは当然である。

さらに我々は出先機関を解体・廃止すると言っているわけではなく、その機能や能力を地域住民の意思の下で發揮し、地域住民の生活の向上につなげて欲しいと求めている。

(2) 広域連合は解散・脱退が可能であり、不安定な組織？

⇒・現行法上、安易な解散・脱退は不可。

(地方自治法第291条の3、第291条の10、第291条の11)

広域連合の解散・脱退には、

- 全構成団体の議会の議決が必要
- 総務大臣の許可が必要
- 総務大臣の許可には関係行政機関の長との協議が必要

関西広域連合の概要

関西広域連合は、昨年12月設立以来、東日本大震災における被災地支援や節電要請、原子力発電に関する協定締結の申入れなど、新たな広域課題に臨機応変に対応するとともに、今年度の中心的な取組である防災、観光・文化、産業、医療、環境の各分野の広域計画の策定についても、関西広域連合8月定例議会において中間報告を行うなど、着実に取り組んでいる。

国の出先機関改革では、まず経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関に絞って、九州知事会と共同で移管を求めており、平成26年度からの移管をめざしている。

今後とも、関西から分権改革の突破口を開き、わが国を多極分散型構造へと転換することを目指し、関係府県とともに積極的に取り組む。

1 設立趣旨（設立のねらい）

- ① 関西における広域行政を展開（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）
- ② 国と地方の二重行政を解消（国の出先機関の事務の受け皿づくり）
- ③ 地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）

2 構成府県と事務

- (1) 構成府県 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県

(2) 現在取り組んでいる事務

① 処理する広域事務

- ア 広域防災（東日本大震災への支援、広域防災計画の策定等）
- イ 広域観光・文化振興（観光・文化振興計画の策定、海外観光プロモーション等）
- ウ 広域産業振興（産業ビジョンの策定、公設試験研究機関の連携等）
- エ 広域医療（広域救急医療連携計画の策定、広域的なドクターへリコート等）
- オ 広域環境保全（広域環境保全計画の策定、鳥獣保護管理（カワウ対策）等）
- カ 資格試験・免許等（調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等）
- キ 広域職員研修（広域職員研修の実施）

② 国出先機関対策

- 国出先機関の“丸ごと”移管

③ 政府等への提言等

- 国の予算編成等に対する提言、北陸新幹線の早期全線整備を求める決議等

3 組織

(1) 広域連合長等

- 広域連合の執行機関（連合長、副連合長等）

(2) 広域連合委員会

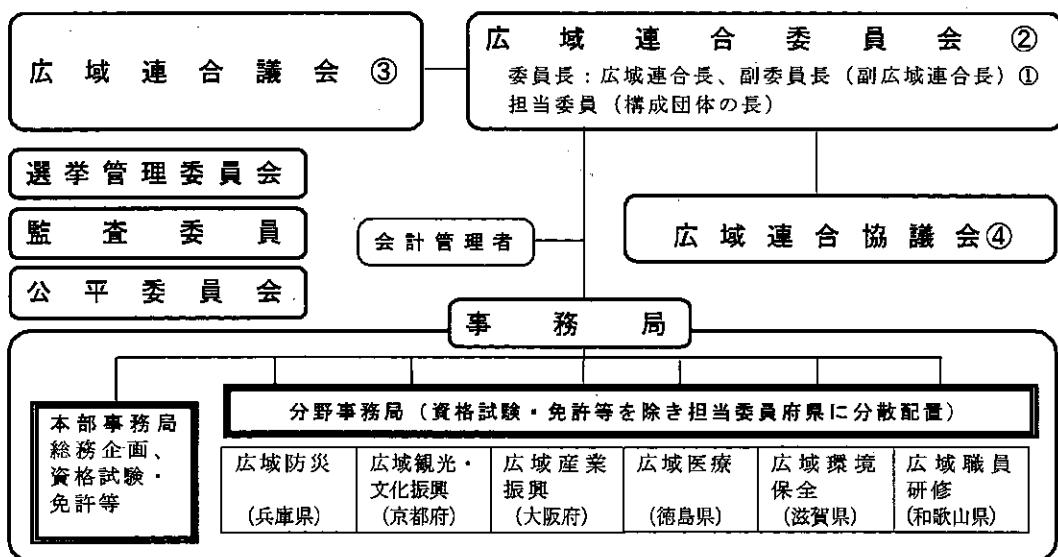
- 各府県知事が事務分野毎の担当委員として執行体制を担う委員会

(3) 広域連合議会

- 広域連合の議事機関（20名で構成）

(4) 広域連合協議会

- 住民等から幅広く意見を聴取するための協議会（55名で構成）



4 設立後の主な動き

- (1) 関西広域連合設立（平成22年12月）

平成22年12月1日、総務大臣の許可を受け、関西広域連合を設立
- (2) 国出先機関対策委員会設置（平成22年12月）

国出先機関の原則廃止の実現に向け専門的に検討
委員長：橋下大阪府知事、副委員長：山田京都府知事
- (3) 東日本大震災対応（平成23年3月～）

カウンターパート方式により、きめ細かい支援を実施
- (4) 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言（平成23年4月）

政治、行政、経済の中核機能の首都一極集中に対し、非常事態に備え、関西での首都中枢機能をバックアップすることを提言
- (5) 「丸ごと移管」を求める国出先機関を決定（平成23年5月）

九州知事会とともに「経済産業局」「地方整備局」「地方環境事務所」の3機関の移譲を求める（平成23年6月、本部事務局に国出先機関対策PTを設置）
- (6) 節電の推進（平成23年5月～）

経済活動に支障のない範囲で、家庭やオフィス等事務部門に「年間を通じ5%、ピーク時10%」節電を呼びかけるとともに、サマータイム等行政の率先行動を実施
- (7) 政府提案（平成23年6月）

国の予算編成等にあわせ、政府提案を実施

 - ア 双眼構造の社会経済の構築
 - イ 首都機能バックアップ構造の構築
 - ウ 東日本大震災に伴う風評被害対策
 - エ 東海・東南海・南海三連動地震等大規模災害への対応
 - オ 原子力発電所の安全確保

力 再生可能エネルギーの導入と電力確保対策
キ 地方分権改革の推進

5 今後の展開

(1) 順次拡大する事務

設立当初の7分野において取り組む事務を拡充していくほか、港湾の一体的な管理や国道・河川の一体的な計画・整備・管理等、新たな分野について順次事務を拡大していくこととしている。

(2) 連合議会活動の充実

新たに総務常任委員会の設置による調査活動の充実を図るほか、各県代表議員で構成される理事会を設置し、議会活動の充実策の議論を進めている。

○ 8月定例会において委員会条例成立（原則、第2土曜日開催）

※ 第1回 9月10日（土）開催：国出先機関対策、広域防災（連合長出席）

第2回 10月 8日（土）開催：国出先機関対策、広域研修、資格試験等

※ 議会事務局長の選任化等、事務局体制を強化

(3) 連合協議会の開催

関西広域連合の運営にあたり、広域計画や実施事業、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像について、住民から幅広く意見を聴取するため、関西広域連合協議会を設置し、年2回程度開催する。

※ 第1回 9月24日（土）開催

